

Japan Color 認証マーク使用ガイドライン

一般社団法人日本印刷産業機械工業会

# 目 次

1.	Japan Color 認証マークの定義と商標権	. 1
	1–1 Japan Color 認証マークの定義	
2.	Japan Color 認証マーク表示条件	. 1
	2-1 名刺	. 1
	2-1-1 名刺への表示	. 1
	2-1-2 名刺表示の該当者	. 1
	2-2 クライアント納品物	
	2-2-1 クライアント納品物への表示方法	. 2
	2-2-2 クライアント納品物への掲載条件	. 2
	2-3 プルーフ機器	. 3
	2-4 その他	. 3
3.	Japan Color 認証マーク使用申請	. 3
	3-1 Japan Color 認証マーク使用申請書兼許可書	. 3
4.	その他	. 4

## 1. Japan Color 認証マークの定義と商標権

## 1–1 Japan Color 認証マークの定義

Japan Color 認証マークは、「図表 1-1 Japan Color 認証マーク」に示すように左側の「JC」の図の部分と「Japan Color」の文字の双方により構成されます。

図表 1-1 Japan Color 認証マーク



#### 1-2 商標権

「Japan Color」及び「ジャパンカラー」は、(一社)日本印刷産業機械工業会及び(一社)日本 印刷学会の登録商標(登録第5270852号)です。

また、Japan Color 認証マークは、(一社)日本印刷産業機械工業会の登録商標(登録第5293700号)です。

Japan Color 認証マーク使用に当たっては、(一社)日本印刷産業機械工業会が定めたルールやガイドラインに従い、(一社)日本印刷産業機械工業会の許可を得た上で使用しなければなりません。未許可での使用は、商標及び著作権を侵害する行為として禁止されています。

## 2. Japan Color 認証マーク表示条件

ここでは Japan Color 認証マークの表示可能対象物とその表示方法等について記載します。

#### 2-1 名刺

#### 2-1-1 名刺への表示

名刺への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として、認証名、認証番号及び認証取得組織名(企業名または企業名・工場名等)の表示が必要となります。

特に複数の工場等が存在する場合は、企業名・工場名等を表示して下さい。

なお、プルーフ機器認証の場合は、認証を取得しても名刺への表示は認められません。

#### 2-1-2 名刺表示の該当者

下記の条件に合致する場合に使用可能です。

- ①認証取得組織の取締役、執行役員及び従業員等。
- ②認証取得組織の印刷物の営業に関わる者(本社の営業担当者等)。使用の際は、企業名または企業名・工場名等を必ず表示すること。

#### 2-2 クライアント納品物

#### 2-2-1 クライアント納品物への表示方法

クライアント納品物 (印刷物等) への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として認証名の表示が必要となります。

また、認証基準に適合した印刷または出力が行われている部分を表示する必要があります。 クライアント納品物への表示の場合は「Japan Color 認証マーク使用申請書兼許可書」を記 入、提出していただく必要はありません。

#### 2-2-2 クライアント納品物への表示条件

#### (1)標準印刷認証及びマッチング認証

標準印刷認証及びマッチング認証では、下記の条件に合致する場合、クライアント納品物への表示が可能です。

- ①認証取得組織で印刷された印刷物であること。
- ②原則として、CMYK ベタ部の L\*a\*b\*値が認証基準値と比較して  $\Delta E \leq 5$  であること。
- ③CMYK ベタ部の L\*a\*b\*値の記録を残すとともに、要望に応じてクライアントに提出すること。

#### (2) プルーフ運用認証

プルーフ運用認証では、下記の条件に合致する場合、クライアント納品物への表示が可能です。

- ①プルーフ運用認証取得済みのプルーフ機器、または同等の管理を行っている代替機で出力したものであること。
- ②プルーフ運用認証取得時の RIP で出力したものであること。
- ③適切な用紙を使用していること。
- ④原則として、Japan Color control strip(54色)パッチの値が、認証基準値と比較して a)b) の基準を双方とも満たすこと。

a)最大 $\Delta E \leq 6$ 

b)平均 Δ E ≤ 3

⑤最大  $\Delta$ E 及び平均  $\Delta$ E について記録を残すとともに、要望に応じてクライアントに提出すること。

#### (3) デジタル印刷認証

デジタル印刷認証では、下記の条件に合致する場合、クライアント納品物への表示が可能です。

- ①認証取得組織で印刷された印刷物であること。
- ②適切な用紙を使用していること。
- ③原則として、Japan Color control strip(54色)パッチの値が、認証基準値と比較して a)b) の基準を双方とも満たすこと。

a)最大 Δ E00 ≤ 6

#### b)平均 ∆ E00 ≤ 2

④最大  $\Delta$  E00 及び平均  $\Delta$  E00 について記録を残すとともに、要望に応じてクライアントに提出すること。

#### 2-3 プルーフ機器

プルーフ機器認証及びプルーフ運用認証を取得したプルーフ機器及び同等の管理を行っている代替機への表示が可能です。

プルーフ機器への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、原則として、認証名、認証者の表示が必要となります。

#### 2-4 その他

原則として、以下のものへの Japan Color 認証マークの使用にあたっては、認証名、認証 番号及び認証取得組織名(企業名または企業名・工場名等)の表示が必要となります。

- ・ホームページ
- ・パンフレット
- PR ポスター
- ・ PR チラシ
- 販促物等

標準印刷認証、マッチング認証、プルーフ運用認証、デジタル印刷認証については、原則と して認証取得組織においてのみ上記への表示が可能です。

プルーフ機器認証については、原則として認証取得プルーフ機器メーカー、RIPメーカー、 用紙メーカー及び認証申請組織において上記への表示が可能です。

## 3. Japan Color 認証マーク使用申請

#### 3-1 Japan Color 認証マーク使用申請書兼許可書

Japan Color 認証マークの使用を申請する際は、「Japan Color 認証マーク使用申請書兼許可書」に必要事項を記入・押印の上、原本をご郵送、またはカラーの PDF 添付にて E メールをお送りください。その際、Japan Color 認証マークの使用イメージがカラーで分かる資料を必ず添付してください。

(一社)日本印刷産業機械工業会にて確認後、「Japan Color 認証マーク使用許可書」をご送付いたします。

(一社)日本印刷産業機械工業会 Japan Color 認証制度事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館

Tel: 03-6809-1617 Eメール: jc@jpma-net.or.jp

## 4. その他

Japan Color 認証マークを使用した後に、更新等により認証番号が変更になった場合は、その対象物(名刺等)が無くなり次第、順次新しい認証番号に切り替える必要があります。

詳しい使用方法については、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照してください。

その他、Japan Color 認証マーク使用についてご質問等がございましたら、Japan Color 認証制度事務局までお問い合わせください。

## Japan Color 認証マーク使用申請書

一般社	:団法丿	、日本印刷産業機	械工業会
Japan	Color	認証制度事務局	様

会社名

部署•役職

氏名

住所

TEL FAX

E-mail

Japan Color 認証マークの使用を、下記のとおり申請します。

Japan Color 認証マークの使用に際しては、Japan Color 認証マーク使用ガイドライン及び Japan Color 認証マークデザインガイドラインに従います。

記

- 1. 使用申請提出日 年 月 日
- 2. 使用目的・内容 具体的に記入して下さい。申請書の記載事項に変更が生じる場合はすみやかにご連絡ください。

【使用目的】			
【法田中宏】			
【使用内容】			

3. 添付資料

Japan Color 認証マークの使用イメージが分かる資料を必ず添付してください。

#### Japan Color 認証マーク使用許可書

年 月 日

上記の内容にて Japan Color 認証マークの使用を許可いたします。

一般社団法人日本印刷産業機械工業会

## 改訂履歴

バージョン	制定·改訂日	施行日	改定内容
1.0	2011. 5. 18	2011. 6. 1	全面改訂に伴い改訂第1版とする。
2.0	2011. 9. 1	2011. 9. 1	マッチング認証、プルーフ機器認証及びプルーフ
			運用認証に関する掲載方法及び掲載条件等を追
			加。
3. 0	2011. 12. 1	2011. 12. 1	標準印刷認証、マッチング認証、プルーフ機器認
			証、プルーフ運用認証の各々の表示方法を追加。
4.0	2011. 12. 26	2011. 12. 26	「2-2-1 クライアント納品物への表示方法」におい
			て、クライアント納品物(印刷物等)への Japan
			Color 認証マークの使用にあたっての表示方法の
			変更。
5. 0	2013. 3. 1	2013. 3. 1	全面改訂に伴い改訂第5版とする。
5. 1	2013. 12. 1	2013. 12. 1	3-1 申請書の提出方法を変更。FAX 番号削除。
6. 0	2017. 4. 13	2017. 4. 13	デジタル印刷認証に関する掲載方法及び掲載条件
			等を追加。
6. 1	2019. 10. 1	2019. 10. 1	新元号への移行に伴い「Japan Color 認証マーク使
			用申請書」を新版に差し替え